

## 議案第 5 号 特別調整手当受給組合員の給与抑制措置に係る補てん等について

県職連合第 11 回臨時大会においては、議案第 5 号として「特別調整手当受給組合員の給与抑制措置に係る補てん等について」が提案され、本部原案通り可決決定しました。その内容については以下のとおりです。

- 1 特別調整手当受給組合員と一般組合員間の格差を縮小するために補てんするもの。
- 2 補てん額及び補てん期間
  - 1 人月額 1,700 円とし、特別調整受給者のみの給与抑制措置の期間とする。また、補てんの方法については、精算方式とする。